

## 議案第216号

### 大阪市営住宅売却条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅売却条例（昭和33年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項を次のように改める。

- 2 当分の間、第11条に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市営住宅売却条例附則第2項の規定は、延滞損害金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞損害金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

売却代金の分割賦金の延滞損害金の割合に係る特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市営住宅売却条例（抄）

附 則

1 省 略

2 この条例施行の際従前の規定により締結した市設住宅の売却契約で分割賦分の未済のものについては、第4条第2項及び第11条の規定を除くほか従前の例による。

2 当分の間、第11条に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。